

	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
1	2. (14)の指定都市の長が行う事務について、収集運搬と積替えの認定に限られており、処分の認定については都道府県知事のみが行うように読めるが、既存の処分業の許可は指定都市の長が行うこととなっているので、整合性を取るためにも、処分の認定についても指定都市の長が行う事務とすべきである。	御意見を踏まえ、業許可と同様の整理となるよう措置することとしました。	1
2	廃棄物を除くものであるにもかかわらず、ぞんざいに扱うと生活環境保全上の支障や火災発生の原因となる有害使用済機器が広範にわたり指定されていることから賛成。とりわけ、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法においては対象から除外されていた業務用機器までが本規定の範囲に含まれている点を評価。	今後の取組の参考にさせていただきます。	1
3	法第17条の2の趣旨に沿うよう、業務用機器や、その他一定の普及が見込まれる電子機器など、適正でない保管又は処分が行なわれた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの全般に対象を広げて機器指定すべき。	有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会での議論等を踏まえ、今回の政令を定めました。制度開始時点において指定しない機器についても、法の施行状況、機器の有害性等の更なる実態把握を行い、適時適切に機動的な対応を行うことが重要であると考えています。	2
4	特に火災原因となり得る無停電電源装置や鉛バッテリーについては、今後も実態把握に努め、その機器指定の必要性について検討を継続するとともに、早急に対象として指定すべきである。	無停電電源装置(UPS)については、現地調査において多く確認され、また、いわゆる雑品スクラップの中でも個別に有価としての取引実績があると見込まれ、かつ、火災原因となる可能性や、鉛等の含有があることから、更なる実態把握の上で、今後の機器の指定の検討に当たり特に考慮することとしています。 また、鉛バッテリーについては、廃棄物処理法の一部改正法の趣旨を踏まえた対応が必要であると考えています。	2
5	石油ストーブ、石油ファンヒーターは小型家電リサイクル法の対象ではないと認識しており、政令で定める機器「24.電気こたつ・電気ストーブその他の保温用電気機械器具」にも入らないと考えるが、非常に大きな火災の原因の一つとして、石油ストーブ及び石油ファンヒーター内の電池が残っていることで、何らかの原因によって点火機構が作動し、スイッチが入ることで着火することも考えられるため、対象品目に加えるべき。	電池によって稼働する石油ストーブ、石油ファンヒーターは今回の政令において保温用電気機械器具として有害使用済機器に含まれます。	1
6	雑品スクラップの組成のうち家庭系は少ないため、今回の規制の効果は限定的。またリサイクルはコストが高いため、回収量が増えるか疑問であり、不法投棄・不適正処理に回る可能性が高い。不法投棄を防ぐには、むしろ、生活環境に支障のない範囲で別の国内流通ルートを確認していくことが必要ではないか。	有害使用済機器は、改正後の廃棄物処理法第17条の2において、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある機器とされていることを受け、これに該当する機器を政令で指定するものです。今回有害使用済機器として指定しない機器についても、今後、実態等を踏まえ機動的に追加するなど必要な措置を適時適切に講ずることが重要であると考えています。 また、使用済みの家電や小型家電等を取り巻く環境変化を踏まえながら、これらが適正なルートで処理されるよう、関係機関とも連携して対応したいと考えています。	1
7	品目指定は煩雑であり、鳥取県の条例のような方式の方が事業者としては対応しやすいのではないかと。まずは情報収集を目的とされたい。	有害使用済機器は、改正後の廃棄物処理法第17条の2において、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある機器とされていることを受け、これに該当する機器を政令で指定するものです。今回有害使用済機器として指定しない機器についても、今後、実態を踏まえ機動的に対象機器を追加するなど必要な措置を適時適切に講ずることが重要であると考えています。 いずれにせよ、まずは本制度を運用することを通じて、いわゆる雑品スクラップの保管等の全体像を継続して把握していくことが重要であると考えています。	1

	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
8	建物の解体系から流入する廃家電に対する措置がない。建設リサイクル法による措置が必要ではないか。	有害使用済機器として判断された場合、排出元にかかわらず本制度の届出対象です。	1
9	有害物質を取り除いた機器や元々含まない機器、屋内で保管される機器等も一律対象となり、過剰規制ではないか。パーゼル条約の基準を上回り、いわゆる雑品スクラップの輸出にあたり非関税障壁となることが懸念される。	有害使用済機器は、改正後の廃棄物処理法第17条の2において、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある機器と規定されていることを受け、これに該当する機器を政令で指定するものです。具体的には、構造上有害性を有していると見込まれる一定の品目及びそれらと同様の構造を有する機器を対象としています。 なお、いわゆる雑品スクラップに係る不適正輸出の取締りの実効性を担保するため、特定有害廃棄物の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第62号)に基づき、有害使用済機器が同法における規制対象物として明確化される予定です(平成30年10月1日施行予定)。	1
10	規制対象品目について、事業者が理解できる具体的なリストを提示されたい。	有害使用済機器として都道府県知事への届出対象となる機器は、今回の政令において具体的に規定しているところです。今後、ガイドラインの策定に加え、説明会等により周知徹底を図っていく予定です。	1
11	「有害使用済機器」とは一般的な意味での「機器」なのか、それとも家電リサイクル法の「特定家庭用機器」や小型家電リサイクル法の「小型電子機器等」と同様の意味なのか、明らかにされたい。	改正後の廃棄物処理法第17条の2により、有害使用済機器とは、「使用を終了し、収集された機器(廃棄物を除く。)のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの」と定義されています。その上で、今回の政令において具体的に機器を規定しています。 なお、「特定家庭用機器」や「小型電子機器等」は、それぞれの法令において、それぞれ定義された意義として使用されます。	1
12	ヤード火災の多くは原因不明にもかかわらず廃家電(電池含む)を有力視しており恣意的に見える。消防庁や研究所の専門的な意見を聞き、火災防止の観点から動きやすいよう配慮すべき。	本政令案の検討に当たっては、いわゆる雑品スクラップヤードにおいて火災が頻発している状況等を勘案しつつ、有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会(有識者として消防庁等もオブザーバー参加)における火災・延焼防止の観点からの議論も踏まえています。今後、省令改正やガイドラインの策定など必要な措置を講ずることとしています。 また、法の施行後も引き続きいわゆる雑品スクラップヤードについて、火災リスク等の実態把握に努めるとともに検証を行うことが重要であると考えています。	1
13	「火災原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等」を「適切に処理すること」とあるが、具体的に規定した方がよいのではないか。例えば、電池で点火する石油ストーブや石油ファンヒーターに残留している油の適切な処理をどうするか。廃油とした場合、特別管理産業廃棄物としての処理業の許可を要するの否か。加えて、一定の量の油を貯蔵することになれば危険物取扱いにも関係するのではないか。	有害使用済機器の処理の過程で発生した廃棄物については、従前どおりその廃棄物の性状等に応じて適正に処理すべきものです。他法令の規制対象となる場合も同様に、従前どおり併せて適切に対応する必要があります。	1

	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
14	<p>「火災原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等については火災にならないよう、回収し適切に処理することとする。」は、以下の理由により、今回の政令改正に含むべきでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の政令改正において、「有害使用済機器」は、家電4品目と小型家電28品目(一部業務用含む)に限定され、火災原因となり得る品目は、「有害使用済機器」の対象とならなかったこと ・火災原因となり得る品目については、他法令(消防法や高圧ガス保安法など)で規制されているものが含まれていること 	<p>火災原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等は、有害使用済機器の構造上、部品等として含まれる場合があります。したがって、これらが含まれる場合は、火災・延焼防止のため、これらを適切に処理することが必要であるため、保管及び処分基準に位置付けることとしました。</p>	1
15	<p>火災防止の観点から有害使用済機器の保管又は処分を行う事業場について、都道府県は事業場の所在地を所管する消防部局に情報提供するなど連携する必要がある。</p>	<p>有害使用済機器保管等業者の監視指導に際しては、関係機関の連携が重要であると考えています。御意見については、制度の運用の参考とさせていただきます。</p>	1
16	<p>「廃棄物と金属スクラップ等その他の廃棄物に該当しない資源物と分別して保管することとする。」が意味するところが不明である。</p>	<p>有害使用済機器とそれ以外のもの(廃棄物、廃棄物でない金属スクラップ等)をそれぞれ分別保管することを意味しています。</p>	1
17	<p>掲示板に表示すべき文言について、地域住民等の不安を煽るようなものにならないよう配慮いただきたい。</p>	<p>第193回通常国会において成立した廃棄物処理法の一部改正法により、「有害使用済機器の保管等」に係る制度が導入されることになりました。掲示板における表示内容については、今回の政令において「有害使用済機器の保管に関し必要な事項」と規定しており、具体的には、今後省令及びガイドラインにおいて、明示する予定です。</p>	1
18	<p>「有害使用済機器の処分」を具体的に説明すべきではないか。「廃棄物としての処分」とは異なるため様々な解釈がされる可能性があり混乱が生じるおそれがある。</p>	<p>今回の政令において有害使用済機器の処分基準を具体的に規定しています。今後、省令やガイドライン等で更に具体的に示し、周知徹底を図る予定ですが、「処分」の意義については、廃棄物処理法に規定される行為であり、基本的には廃棄物と同様となります。</p>	1
19	<p>環境大臣が定める方法は廃棄物を処分するための基準であり、それに基づいて家電リサイクル法対象4品目の処理をするのであれば、それは有害使用済機器ではなく、廃棄物に該当するものであり、家電リサイクル法が適用されるべきである。</p>	<p>有害使用済機器の処分に係る「環境大臣が定める方法」については、今後、施行までの間に、別途定める予定です。現行の廃棄物に係る「環境大臣が定める方法」を適用するものではありません。</p>	1
20	<p>保管施設の基準等の審査が必要ではないか。</p>	<p>本制度は、改正後の廃棄物処理法第17条の2の規定により、有害使用済機器の保管等を業として行おうとする者に対して都道府県知事への届出を求めるものであることから、保管等基準の適合性について審査を行うことは適当ではないと考えています。なお、有害使用済機器の保管等基準の遵守状況については、都道府県等において必要に応じて確認を行い、基準不適合の場合には、改善を命じること等ができることとなっています。</p>	1
21	<p>有害使用済機器の中には、いわゆる『金属スクラップ』は含まれないとの認識でよいか。仮に、山積みされた『金属スクラップ』の中に有害使用済機器が含まれていた場合、届出対象施設となるとの認識でよいか。</p>	<p>有害使用済機器は、改正後の廃棄物処理法第17条の2において、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある機器と規定されていることを受け、これに該当する機器を政令で指定するものです。有害使用済機器を含まない金属スクラップであれば本制度の届出の対象にはなりません。一方で、他の物を取り扱っているか否かを問わず、有害使用済機器の保管又は処分を業として行う場合は届出の対象となります。この点については、今後策定するガイドラインにおいても明示する予定です。</p>	1

	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
22	有害使用済機器から取り外された「その一部」は有害使用済機器であるということか。そうであるならば、有害使用済機器の範囲でそのことを明確に示すべき。	有害使用済機器から取り外された部品等の性状や保管状況等によっては、当該部品等が有害使用済機器に該当せず廃棄物に該当する場合がありますと考えています。この点については、今後策定するガイドラインにおいても明示する予定です。	1
23	「有害使用済機器」解体後の部品の性状や保管状況等によっては、当該部品が「有害使用済機器」に該当しない(廃棄物に該当する)場合がありますと考えてよいか。例えば、家庭用電気冷蔵庫の被覆材である金属部分を取り去った残りの断熱材(断熱フロン)が野積みされたまま放置されている場合、家電リサイクル法に基づきリサイクル業者でない以上は適正処理が困難であることから、これら放置状態の断熱材は「廃棄物」に該当すると思われる。	有害使用済機器から取り外された部品の性状や保管状況等によっては、当該部品が有害使用済機器に該当せず廃棄物に該当する場合がありますと考えています。この点については、今後策定するガイドラインにおいても明示する予定です。	1
24	破砕されたものや部品取りされたものなど機器の一部を含むものも指定の範囲とすべきである。	破砕や解体等の処分を行った機器については、その性状等により引き続き有害使用済機器に該当するか否かを判断することとなります。この点については、今後策定するガイドラインにおいても明示する予定です。	1
25	廃棄物であればリサイクル法に基づく処理ルートにのせる必要があることから、「有害使用済機器保管等業者」への使用済家電等の持ち込みに際し、「有害使用済機器保管等業者」は帳簿の作成に加え、当該使用済家電等が廃棄物でないことを確認する必要があるのではないか。あるいは、3.19通知で産業廃棄物についてはではあるが、逆有償の場合であっても「有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないと判断しても差し支えないこと。」との見解も示されていることから、「有害使用済機器保管等業者」のストックヤードに入った時点で「有害使用済機器」になるというような解釈になるのか。 今回の改正でリサイクル法以外の使用済家電等の処理ルートが明示される形になることから、使用済家電等を排出する者等が処理の方法で混乱し誤った処理をすることがないように、有害使用済機器の該当性を適切に判断できる具体的で明確な例示等をする必要があると考えるが、これらを施行通知等で示す予定があるかについても併せてお聞きしたい。	有害使用済機器は、改正後の廃棄物処理法第17条の2において、廃棄物ではない旨規定されています。そのため、有害使用済機器の該当性の判断を要する機器が廃棄物と判断される場合は、有害使用済機器ではなく、従前どおり廃棄物として、廃棄物の処理基準等が適用されることとなります。この点については、今後策定するガイドラインにおいても明示する予定です。	1